

# 公益社団法人 日本船舶海洋工学会

## 定 款

### 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本船舶海洋工学会（以下、「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、船舶及び海洋工学に関する学術技芸を考究し、船舶の性能及び安全性向上、並びに、海洋の開発利用及び環境保全を図ることにより、我が国の発展に寄与すると共に、我が国の国民生活の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 講演会、講習会等の開催、並びに、論文集等の発行
  - (2) 調査及び研究
  - (3) 人材開発
  - (4) 船舶海洋工学に係る啓発及び広報
  - (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は日本国内及び海外において行う。

### 第3章 会 員

(会員)

第5条 本会に次の会員を置く。

(1) 正会員

本会の目的に賛同し、本会の対象とする技術分野又はそれと関連する分野において、専門の学識・技術又は経験を有する者

(2) 学生会員

本会の目的に賛同し、本会の対象とする技術分野又はそれと関連する分野において、専門の学識・技術を学ぶ課程にいる者

(3) 賛助会員

本会の目的に賛同し、その事業を後援する個人、法人又は団体

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより入会の手続きを行い、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は総会が定める規則（以下「細則」という。）に基づき、入会金及び会費を支払う義務を負う。

2 既納の入会金及び会費は、これを返還しない。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出す

ることにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって除名することができる。なお、総会で決議する前に当該正会員に弁明の機会を与えなければならない。また、学生会員及び賛助会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款、その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 正当な理由なく会費を2年以上滞納したとき。
- (4) 総代議員が同意したとき。
- (5) 会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が、前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

(権利)

第12条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、本会に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 法人法第51条第4項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

### 第4章 代議員

(代議員)

第13条 本会は、代議員をもって法人法の社員とする。

(代議員の選出、任期)

- 第14条 代議員は、正会員の中から選ばれることを要し、概ね正会員50人の中から1人の割合をもって選出される。
- 2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規定は細則に定める。
  - 3 正会員は前項の代議員選挙に立候補することができる。
  - 4 第2項の代議員選挙において、正会員は、他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。
  - 5 理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
  - 6 第2項の代議員選挙は、2年に一度実施することとし、代議員の任期は選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。
  - 7 代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする)。
  - 8 代議員は、第10条により会員資格を喪失したときは、代議員の資格を失う。

(補欠代議員の選任、任期)

- 第15条 代議員の員数を欠くこととなるときに備えて、前条第2項の代議員選挙の次点者以下の者を補欠の代議員として選任する。補欠の代議員の代議員としての任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 2 補欠の代議員の定員、並びに、複数の補欠の代議員相互間の優先順位については、細則に定める。
  - 3 第1項の補欠の代議員の選任に係る効力は、補欠の代議員の選任後最初に実施される前条第2項の代議員選挙終了の時までとする。

## 第5章 役員

(役員設置)

- 第16条 本会に、次の役員を置く。
- 理事 12名以上15名以内  
監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、3名を副会長とする。
  - 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、会長を除くすべての理事をもって同法上の業務執行理事とする。

(役員選任)

- 第17条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 理事会は、会長を選定及び解職する。
  - 3 理事会は、副会長を選定及び解職する。
  - 4 理事会は、業務執行理事を選定及び解職する。
  - 5 理事について、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
  - 6 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用

人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
  - 3 副会長は、会長を補佐する。
  - 4 会長を除く理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
  - 5 会長及びその他の理事は毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
  - 3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
  - 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。
  - 5 監事は、前項の報告をするため必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。
  - 6 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
  - 7 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。
  - 8 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。
  - 9 その他監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(役員任期)

- 第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、その理事又は監事に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(理事の競業及び利益相反取引の制限)

第22条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が自己又は第三者のために本会与取引をしようとするとき。
- (3) 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後遅滞なく、当該取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(報酬)

第23条 理事及び監事は、無報酬とする。

(役員損害賠償責任、免除)

第24条 役員は、法令及び定款並びに総会の決議を遵守し、本会のため忠実にその職務を行わなければならない。

2 役員は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

3 前項の賠償責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

## 第6章 総会

(構成)

第25条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第26条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第27条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月

以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第28条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その請求のあった日から6週間以内の日を開催日とする総会を招集しなければならない。

(通知)

第29条 総会の招集は、開催の日の2週間前までに、次の事項を記載した書面をもって通知する。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 目的である事項
- (3) 代議員は書面によって議決権を行使することができること
- (4) その他法令で定める事項

(議長)

第30条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長が欠席したときは、副会長が務める。

(議決権)

第31条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第32条 決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第33条 代議員は、代理人によって総会の議決権を行使できる。この場合においては、当該代議員又は代理人は、代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第34条 代議員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会招集通知に記載された期間内に本会に提出し、

総会の議決権の行使ができる。

(議事録)

- 第35条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び総会において選任された出席議員の代表2名以上は、前項の議事録に署名または記名押印する。

## 第7章 理事会

(構成)

- 第36条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第37条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

- 第38条 理事会は毎年6回以上開催する。

(招集)

- 第39条 理事会は会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 5 第19条第6項の規定の場合、監事が理事会を招集する。
- 6 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 7 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

- 第40条 理事会の議長は、会長が務める。会長が欠席したときは、副会長が務める。

(決議)

- 第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第42条 理事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第18条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

- 第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 事務局

(事務局)

- 第44条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事会の決議を経て、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第9章 支部及び委員会

(支部)

- 第45条 本会は、事業を円滑に推進するため、必要の地に支部を置くことができる。
- 2 支部の代表者は、支部の活動状況を、毎年1回以上、理事会に報告しなければならない。
- 3 支部の設置に係る事項は、細則に定める。
- 4 支部の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

(委員会)

- 第46条 本会は、第4条に定める事業を実施するために必要あるときは、委員会を置くことができる。
- 2 委員会の代表者は、委員会の活動状況を、毎年1回以上、理事会に報告しなければならない。
- 3 委員会の設置に係る事項は、細則に定める。
- 4 委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

## 第10章 資産及び会計

(財産の種類)

- 第47条 本会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
- 2 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

- 第48条 本会の財産について本会は、適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 2 基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、承認を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第49条 本会の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第50条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第51条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第52条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第53条 本会が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、承認を得なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第54条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第52条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第11章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第55条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(合併)

第56条 本会は、総会の決議により、他の法人との合併又は事業の全部の譲渡を行うことができる。

(解散)

第57条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第58条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第59条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第12章 公告の方法

(公告の方法)

第60条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第13章 補則

(細則)

第61条 この定款の施行についての細則は、理事会の決議を経て、総会の承認を受けるものとする。

## 附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。